

吾妻山の火山活動が活発化した場合の避難計画 新旧対照表

項番号	新	旧	
<p>2</p> <p>2. 2 情報伝達体制の構築</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 噴火警報等の伝達系統図</p> <p>仙台管区気象台が発表する噴火警報、噴火予報、降灰予報等は、下図により伝達される。</p> <p>図 2-3 噴火警報等の伝達系統図 (福島県)</p> <p>※東日本電信電話(株)が被災するなど伝達を受けられないときは、西日本電信電話(株)が代わりに受信し、伝達する</p> <p>※二重線は、特別警報発表時の伝達義務あり。(放送機関はNHK福島放送局のみ)</p> <p>※「◆」は、防災情報提供システム(送達報)を用いた情報伝達を示す。</p> <p>※北陸地方整備局に対しては、新潟地方気象台から防災情報提供システムを用いた情報の伝達あり。</p>	<p>図 2-4 (略)</p>	<p>情報伝達体制の構築</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 噴火警報等の伝達系統図</p> <p>仙台管区気象台が発表する噴火警報、噴火予報、降灰予報等は、下図により伝達される。</p> <p>図 2-3 噴火警報等の伝達系統図 (福島県)</p> <p>※東日本電信電話(株)が被災するなど伝達を受けられないときは、西日本電信電話(株)が代わりに受信し、伝達する</p> <p>※二重線は、特別警報発表時の伝達義務あり。(放送機関はNHK福島放送局のみ)</p> <p>※「◆」は、防災情報提供システム(送達報)を用いた情報伝達を示す。</p> <p>※北陸地方整備局に対しては、新潟地方気象台から防災情報提供システムを用いた情報の伝達あり</p>	<p>図 2-4 (略)</p>

吾妻山の火山活動が活発化した場合の避難計画 新旧対照表

項番号	新	旧
<p>2</p> <p>2. 2</p>	<p>(3) 火山異常現象発見の通報</p> <p>火山の異常現象等を発見した者は、災害対策基本法第54条(発見者の通報義務)により、市町村又は警察署等に通報する。</p> <p>通報を受けた市町村又は警察署等は、下記の連絡系統図により速やかに関係機関へ連絡する。</p> <p>①吾妻山情報連絡系統図</p> <p style="text-align: center;">図 2-5 吾妻山情報連絡系統図(福島県)</p> <p>※ 関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。 ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。</p>	<p>(3) 火山異常現象発見の通報</p> <p>火山の異常現象等を発見した者は、災害対策基本法第54条(発見者の通報義務)により、市町村又は警察署等に通報する。</p> <p>通報を受けた市町村又は警察署等は、下記の連絡系統図により速やかに関係機関へ連絡する。</p> <p>①吾妻山情報連絡系統図</p> <p style="text-align: center;">図 2-5 吾妻山情報連絡系統図(福島県)</p> <p>※ 関係機関が双方向から情報伝達を行うことにより、関係機関内で情報共有し、災害対応等を行うものとする。 ※ 県及び市町村は、関連する観光団体、観光施設等と情報共有を図るとともに、山岳会等の団体に対して速やかに情報提供するものとする。 ※ 災害時には、関係機関が連携して対応する。</p>